

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本案件については、次のとおり入札手続きを行った。 ○契約方法：一般競争入札 ○公告日：令和8年3月4日 ○開札日：令和8年3月26日</p> <p>入札結果については、1者の応札があったが不落となった。（最低制限価格を下回る応札）</p> <p>令和8年4月1日から委託業務を開始する必要があり、再度一般競争入札に付しては、契約の時期を逸することになる。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>中央電子光学（株）は本案件の一般競争入札に参加し、応札した唯一の業者でもある。 入札結果について確認したところ、長期継続期間である3ヵ年分を入札書に記載すべきところ、1年分の金額により応札したため、最低制限価格を下回ったことを確認した。 このため、見積書を徴取したところ、予定価格内の金額であった。 なお、当該業者は、現在、当所と契約を締結している業者であり、適正に業務が履行されている。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。